

障害者診断書・意見書の作成について(視覚障害)

【障害固定とみなす要件】

- 手術直後、入院直後等の急性増悪期段階を終了しており、積極的治療終了後「3ヶ月」以上経過した安定した時期であること。
- 白内障手術後、6ヶ月の経過観察を経ていること。
- ※ただし、以下の場合、その限りではない。

〈例外1〉無眼球の場合

→先天性または手術等により無眼球となった時点で申請可能

【検査所見】

- 診断日から6ヶ月以内の検査所見であること。
- 「視力障害」のみ又は「視野障害」のみの申請であるのか、又は、「視力・視野障害」両方の申請であるのかを診断書1枚目①「障害名」に記載すること。記載されている障害のみ認定を行います。
- 視野検査について、視野計の結果(視野図)を診断書に添付してください。

(平成30年7月改正事項)

【認定基準】

- 医師必携を参照して下さい。

【その他特記事項】

- 視覚障害に関する認定基準が、平成30年7月1日付け改正されました。詳細については、沖縄県障害福祉課HPを参照してください。